



2025年3月10日

## 「健康経営優良法人 2025（大規模法人部門）ホワイト 500」の認定について

千葉銀行（頭取 米本 努）は、2025年3月10日（月）、経済産業省が主催する「健康経営優良法人認定制度」において、優れた健康経営を実践している企業として、「健康経営優良法人 2025（大規模法人部門）ホワイト 500」に認定されました。なお、当行がこの認定を受けるのは、今回が6回目となります。

健康経営は、従業員等の健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に実践することで、企業の持続的成長を目指す取り組みです。従業員への健康投資を行い、従業員の活力向上や生産性の向上など、組織の活性化を図ることで、業績向上や株価向上につながると期待されています。「人的資本経営」にも通じる考え方であり、投資家や就職活動中の学生の皆さまが企業評価に活用するなど、関心が高まっています。

当行は、経済産業省が実施する「健康経営度調査」において所定の基準を満たし、上位500社に入ったことから、この認定を受けました。

当行グループでは、従業員が心身ともに健康で働きがいのある会社づくりを進めることが、お客さまへの良質なサービス提供につながるとの考えのもと、引き続き従業員の健康保持・増進に積極的に取り組むほか、お取引先や地域の関係企業、従業員の家族などに健康経営の考え方を普及拡大していく「トップランナー」の一員としての役割を担ってまいります。

### < 当行の健康経営の取り組みについて >

URL [https://www.chibabank.co.jp/company/info/hr\\_development/envirionments/](https://www.chibabank.co.jp/company/info/hr_development/envirionments/)



2025  
**健康経営優良法人**  
KENKO Investment for Health  
大規模法人部門  
ホワイト500

### < 本件の取組みに関するゴール >



## 健康経営優良法人について

### (1) 概要

- 上場企業を対象とした「健康経営銘柄<sup>※</sup>」の選定とは別に、上場企業に限らず大規模法人のうち、保険者と連携して優良な健康経営を実践している法人について「健康経営優良法人」として認定・公表する制度。
- 経済産業省が実施する「健康経営度調査」に回答し、設定された認定基準に適合した企業のうち、上位 500 社を「健康経営優良法人（大規模法人部門）ホワイト 500」として認定している。

#### ※健康経営銘柄について

東京証券取引所に上場する企業の中から「健康経営」に優れた企業を選定し、長期的な視点からの企業価値向上を重視する投資家にとって魅力ある企業として紹介している。

なお、「健康経営」とは、従業員の健康保持・増進の取組みが、将来的に収益性等を高める投資であるとの考えのもと、健康管理を経営的視点から考え、戦略的に実践することを指す。

### (2) 認定要件

大項目	中項目	小項目	評価項目	該当設問	大規模	銘柄・ホワイト 500
1. 経営理念・方針	健康経営の戦略、社内外への情報開示	健康経営の方針等の社内外への発信		Q17 & Q18(a) & Q18SQ4	必須	
		従業員パフォーマンス指標及び測定方法の開示		Q18SQ3	-	必須
	自社従業員を超えた健康増進に関する取組	①トプランナーとして健康経営の普及に取り組んでいること		(Q21 & Q21SQ1) or Q22	左記①～⑩のうち13項目以上	必須
2. 組織体制	経営層の体制	健康づくり責任者が役員以上		Q24	必須	
		健康経営推進に関する経営レベルの会議での議題・頻度		Q25	-	必須
	実施体制	産業界・保健師の関与		Q28	必須	
	健保組合等保険者との連携	健保組合等保険者との協議・連携		Q30(a) & Q31	必須	
3. 制度・施策実行	従業員の健康課題の把握と必要な対策の検討	健康課題に基づいた具体的な目標の設定	健康経営の具体的な推進計画	Q35	必須	
		健診・検診等の活用・推進	②従業員の健康診断の実施(受診率 100%)	Q36(a)	左記①～⑩のうち13項目以上	左記②～⑩のうち13項目以上
			③受診勧奨に関する取り組み	Q37 or Q38		
		④50人未満の事業場におけるストレスチェックの実施	Q39(a)			
	健康経営の実践に向けた土台づくり	ヘルスリテラシーの向上	⑤管理職又は従業員に対する教育機会の設定 ※「従業員の健康保持・増進やメンタルヘルスに関する教育」については参加率(実施率)を測っていること	Q40(a) or Q40(b) or (Q41 & Q41SQ2(b))		
		ワークライフバランスの推進	⑥適切な働き方の実現及び育児・介護の両立支援の取り組み	Q44 & Q45 & Q47		
		職場の活性化	⑦コミュニケーションの促進に向けた取り組み	Q48		
		仕事と治療の両立支援	⑧私病等に関する復職・両立支援の取り組み(⑩以外)	Q49		
	従業員の心と身体に関する具体的な健康保持・増進施策	保健指導	⑨保健指導の実施及び特定保健指導実施機会の提供に関する取り組み ※「生活習慣病予備群者への特定保健指導以外の保健指導」については参加率(実施率)を測っていること	Q50 & Q51 & Q52 & Q52SQ1		
			⑩食生活の改善に向けた取り組み	Q53		
		具体的な健康保持・増進施策	⑪運動機会の増進に向けた取り組み	Q54		
			⑫女性の健康保持・増進に向けた取り組み	Q56 & Q57		
			⑬長時間労働者への対応に関する取り組み	Q58		
⑭メンタルヘルス不調者への対応に関する取り組み			Q59			
感染症予防対策			⑮感染症予防に関する取り組み	Q63		
喫煙対策	⑯喫煙率低下に向けた取り組み 受動喫煙対策に関する取り組み	Q64 Q65				
4. 評価・改善	健康経営の推進に関する効果検証	健康経営の実施についての効果検証	Q73	必須		
5. 法令遵守・リスクマネジメント	定期健診を実施していること、50人以上の事業場においてストレスチェックを実施していること、労働基準法または労働安全衛生法に係る違反により送検されていないこと、等 ※Q4SQ1 誓約事項参照				必須	